

税 務 と 経 営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

逆質問力 「仕事は“人を見る目”が9割」。
外資系生保、伝説のマネージャー
早川勝氏の究極のスカウト法です。面接の最後で、「何か質問は」と確認すると、最も多い回答は「特にありません」。これまで散々お話を聞き尽くしてきて、御社のことは理解しているし、その上で面接に臨んでいるのだから、もはや質問などはない、のだろうが、本当に好きでたまらない組織であれば、質問は永遠に尽きないはず、貪欲にあれもこれも知りたくなければおかしい。私を唸らせる気の利いた質問の二つや三つ用意周到に考えておく、その場で生まれた新たな疑問を質問に変える機転を利かす等。逆質問力の勝れた人材を発掘したい。(きずな出版)

ヒント

税 務 ミニガイド

国税庁によると、令和6年分の申告
所得税等の申告人員は2,339万人で、
対前年比0.6%増となっています。

そのうち申告納税額がある人は517
万人、その所得金額は51兆1,604億円、
申告納税額は4兆3,989億円でした。
個人事業者の消費税の申告件数は212
万件、申告納税額は8,004億円でした。



小諸城趾の紅葉(長野)

神津一郎/オアシス

住宅借入金等特別控除

□概要

個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得または増改築等（取得等）をして、令和7年中に自己の居住の用に供したときは、一定の要件を満たしていれば、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基礎として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除することができます。これを住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）といい、ここでは新築、取得の場合についてみていきます。

□控除期間・控除額・借入限度額

控除期間は13年間で、控除額は住宅ローン等の年末残高の0.7%です。借入限度額は、住宅等の区分に応じて次のとおりです。

- ①認定長期優良住宅・認定低炭素住宅－4,500万円
- ②ZEH水準省エネ住宅－3,500万円
- ③省エネ基準適合住宅－3,000万円

□子育て支援税制

子育て支援に関する政策税制として、特例対象個人が令和7年中に居住の用に供した場合の借入限度額は次のとおり引き上げられます。

- ①認定長期優良住宅・認定低炭素住宅－5,000万円
- ②ZEH水準省エネ住宅－4,500万円
- ③省エネ基準適合住宅－4,000万円

□特例対象個人

特例対象個人とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する人、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する人または年齢19歳未満の扶養親族を有する人をいいます。

□主な適用要件には、次のものがあります

- ①住宅の新築等の日から6か月以内に居住の用に供していること
- ②特別控除を受ける年分の12月31日まで引き続き居住の用に供していること
- ③住宅の床面積が50㎡以上（特例居住用家屋ま



○秋の味覚を代表するものはさんまでしょう。江戸の殿さまが遠出した目黒で食べたさんまの味が忘れられず「さんまは目黒に限る」といったことから、目黒の「さんま祭り」は賑わいます。しかし、「さんま、さんま、さんま苦いか塩っぱいか」と詠い、涙を流しながらさんまに青蜜柑を絞りかけて食べていた和歌山出身の詩人佐藤春夫には苦かった。谷崎潤一郎との約束で妻を交換した。



たは特例認定住宅等の場合は、40㎡以上50㎡未満）であり、かつ、床面積の2分の1以上を専ら自己の居住の用に供していること

- ④特別控除を受ける年分の合計所得金額が、2,000万円以下（特例居住用家屋または特例認定住宅等の場合に、1,000万円以下）であること
- ⑤10年以上にわたり分割して返済する方法になっている新築等のための一定の借入金または債務があること

□床面積判定上の留意点

床面積は、登記簿上の床面積（マンションの場合は、専有部分の床面積）によります。夫婦や親子などで共有する住宅の場合には、床面積に共有持分を乗じて判断するのではなく、建物全体の床面積によります。

□確定申告

令和7年分は、住宅借入金等特別控除額の計算明細書、金融機関等から交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、家屋の登記事項証明書、工事請負契約書または売買契約書の写しなどの必要書類を添えて確定申告する必要があります。令和8年分以降は年末調整での適用が可能です。

「ふるさと納税」の 活用状況について

総務省は「ふるさと納税」に関して、令和6年度の全国のふるさと納税受入額等の実績について、公表しました。この統計によると、ふるさと納税制度による、令和6年度の寄附総額は前年度比110%増加の1兆2,728億円であり、5年連続で過去最高の寄附総額となりました。

また、寄附件数は前年度とほぼ同数の約5,879万件でした。

(1)「ふるさと納税」とは

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限はあるものの所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。控除を受けるには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。場合によってはワ

ンストップ特例の申請でも対応が可能です。

(2)「ふるさと納税」の利用状況

令和6年度の寄附総額1兆2,728億円のうち最も寄附を集めたのは、257億円の兵庫県宝塚市、次いで、北海道白糠町212億円、大阪府泉佐野市182億円、宮崎県都城市177億円となりました。ふるさと納税の返礼品として、海産物、ブランド牛など人気返礼品を揃えた地域が上位となりました。また、都道府県別では、北海道の1,800億円、次いで、宮崎県の583億円、兵庫県の582億円となりました。

コメを始めとして、様々な物価が高騰する中で消費者の節約志向が広がり利用が伸びました。

(3)「ふるさと納税制度の活用」

令和7年度にふるさと納税の適用を受けるためには、12月31日までにふるさと納税を行う必要があります。そして、来年3月16日までに確定申告を行います。なお、ふるさと納税の返礼品としては、食品や日用品、雑貨等の多種多様な選択肢があり、物価高騰が続く中で、生活費等の節約にもなり活用してみてください。

ナマの税務相談室

Q 学校法人の理事長甲は相続人がいないため、甲の保有する継続的に収益を得ている収益用の土地建物をその学校法人に遺贈することになりました。この場合、甲に相続開始があったとき、学校法人の課税対象となり、被相続人甲については、みなし譲渡課税が課税されると思います。もし、これらの課税環境が発生した場合、みなし譲渡課税については、国税通則法第38条の事業を譲り受け、特殊関係者の第二次納税義務により、その学校法人が甲の課税義務を負うことになるのでしょうか。

A 先ず、個人甲に対する課税について個人甲については、時価により土地建物を学校法人に譲渡したものとみなされ、個人甲に対し譲渡所得の課税が行われます。

ただし、その遺贈については国税庁長官の承認を得た場合には、譲渡所得の課税は行われません。(措法40条1項)

土地建物の 学校法人への遺贈

相続人がいない場合には、個人甲の有する財産は相続財産法人となり家庭裁判所が選任した相続財産管理人が遺言に従って土地建物の

学校法人への引き渡し、個人甲に課税される譲渡所得に対する所得税の申告をし遺産の中から納税することになります。

なお、遺贈を以て譲渡所得に対する所得税を納付できず滞納の場合、国税徴収法規定により遺贈により取得した学校法人が第二次納税義務者としてその滞納に係る所得税を納付しなければなりません。

次に学校法人に対する 課税について

個人甲から土地建物を遺贈により取得したことにより学校法人が受けた利益（受贈益）は、学校法人の収益事業から生じた所得には該当しませんから学校法人については法人の課税は行われません。(法法2条13、7、法令5)

ナマの税務相談室

TPRという会社が多額の繰越欠損金を抱え100%子会社を吸収合併し、同じ名前の子会社を設立して、合併で吸収した雇用や事業すべてをその新会社に移管しました。これに対して、税務当局は、合併の目的が繰越欠損金の承継という租税負担の回避のみで、その目的以外に合併を行う理由が無いとして、組織再編成に係る行為計算否認の権限を行使して、合併行為を否認しました。地裁・高裁も当局の行為を容認し、最高裁は、納税者の上告を不受理として判決が確定しました。

に、兄弟会社C社（P G Mの100%子会社）に吸収合併され、その後C社は兄弟会社のD社（P G Mの99.999%子会社）に吸収合併され、欠損金は結果的にA→C→Dと移転しました。

地裁・高裁は、100%支配下の合併では、適格性も欠損金承継も、従業者引継要件及び事業継続要件が必要とされておらず、A→C→Dの

2段階合併行為程度のことは、一般的で合理的な手順・方法と言え、通常では想定されない不自然な行為などではなく、税負担の減少目的を持つことを以て不当性要件に該当するなどと解することはできない、として国を敗訴としました。なお、国は最高裁に上告しています。

T P R事件判決については、
学者専門家からの多くの
批判があり、P G M事件判決
は、それらの批判を取込んで
おり、両判決は、相当に真逆
な内容になっています。

T P R事件判決での、欠損金の承継へのこだわりを異常視する観点、組織再編税制への法文上求められていない事業の移転や継続を求める過剰な趣旨解釈の傾向からの離反と予測可能性を確保する文理解釈への立ち返り、正常化がP G M事件判決でなされているとの印象です。

「玉の如き小春日和を授かりし たかし」

11月。年末調整が目前に迫りました。年末調整は、毎月の給料や賞与から源泉徴収した税額と、本来の年税額とを比較して、その過不足を清算する手続きです。年末調整をスムーズに行うために、11月中から前もって準備しておきましょう。



みんな失敗を厭うものだから
成功のチャンスが少ない。

(本田宗一郎)

11月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○10月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○10月分個人住民税特別徴収分の納付
○所得税予定納税額の減額申請	17日	
○9月決算法人の確定申告	12月1日	○9月決算法人の確定申告
○7年3月決算法人の中間(予定)申告	〃	○7年3月決算法人の中間(予定)申告
○所得税予定納税額の第2期分納付	〃	
○特別農業所得者の予定納税	〃	
	(地方条例による)	○個人事業税の第2期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。